春日井市民病院公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、春日井市民病院(以下、「病院」という。)が患者及び来院者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス(以下、「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(規約の適用)

第2条 本サービスの利用者は、本規約のすべての内容に同意したものとみな す。

(利用者)

第3条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する患者及び来院者をいう。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスが利用できる場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、 災害発生時やイベントなど病院が特に必要と認めた場合は、利用者に予告な く本サービスの利用について変更又は中止できるものとする。

(利用者が準備するもの)

- 第5条 本サービスの利用を希望する者は、利用に当たっては、次に掲げるもの を準備しなければならない。なお、当院から機器等の貸出しは一切行わないも のとする。
 - (1) スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピュータ等の接続端末
 - (2) 接続端末における電源
 - (3) 公衆無線LANインターフェース
 - (4) 閲覧ソフト

(本サービスの利用)

- 第6条 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとし、 利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128 号)その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 本サービスの利用料金は無料とする。
- 3 本サービスを通じて利用者が利用した有料サービスの利用料金は、その理由に関わらず当該利用者が負担するものとする。

- 4 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- 5 本サービスについて、常に安定した接続環境を保証するものではない。
- 6 サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものと する。
- 7 本サービスの利用者は、他者の迷惑にならないよう配慮して利用するもの とする。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、本サービスの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
 - (2) 財産やプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益や損害を 与える行為及びそのおそれのある行為
 - (4) 他人を誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 選挙運動又はこれに類する行為
 - (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
 - (10) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、公衆回線ネットワーク を通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
 - (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (12) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
 - (13) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等により通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
 - (14) 病院備え付けの電源コンセントの利用
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれの ある行為又は病院が不適切と判断する行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他の利用者や第三者に損害を生じさせた場合には、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消し)

第8条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直

ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(運用の中止)

- 第9条 病院は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスの運用を中止する ことができるものとする。
 - (1) 本サービスのシステムの保守または工事を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
 - (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得な い事由がある場合
 - (4) その他一時的な中断が必要であると病院が判断した場合

(免責等)

- 第10条 病院は、本サービスの利用、利用停止又は運用の停止若しくは中止により、利用者又は第三者が被った被害については、その責を一切負わないものとする。
- 2 病院は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等は、 その完全性、正確性、確実性又は有用性等についていかなる保証も行わないも のとする。
- 3 病院は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他公衆回線ネットワークに関連して発生した利用者の損害については、その責を一切負わないものとする。
- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。 この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用で きない場合についても、病院はその責を一切負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に 生じた紛争等について、病院はその責を一切負わないものとする。
- 6 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録 し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができるものとする。

(管轄)

第11条 本サービスの利用に関して、病院と利用者の間に生ずるすべての紛争 については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第12条 病院は、必要がある認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

別表 (第4条関係)

利用場所	利用時間
総合受付、会計窓口、外来待合(1階、2階) 外来化学療法センター、透析センター	午前7時から午後8時まで
救急外来待合	24 時間
2階から7階の病棟(デイルーム含む、ただし 西3階を除く)、家族待合	午前7時から午後9時まで

附則

- 1 この規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この規定は、令和2年11月1日から施行する。